

※ 藤崎苑では介護職員の処遇改善のため以下の加算を取得しています。

介護職員処遇改善加算 I 介護職員等特定処遇改善加算 介護職員等ベースアップ等支援加算

◆介護職員処遇改善加算について◆

(改善の内容)

- ・基本給の改定による加算を行っています。
- ・賞与の基礎額である基本給の改定により、賞与支給額の増額につながっています。
- ・別途賞与にて、加算算定状況に応じた処遇改善加算手当を支給しています。
- ・算定開始初年度に月額10,000円の昇給を行いました。

以後毎年定例的な処遇改善を実施しています。

◆介護職員等特定処遇改善加算について◆

(改善の内容)

- ・ 特定処遇改善加算手当として支給を行っています。
役職・資格・勤続年数・キャリア技能に応じて金額が決定されます。
- ・ 介護職員の方への1か月あたりの手当は以下の通りです。

①経験技能のある概ね良友会に10年以上勤務している介護福祉士

主任	副主任	サブマネージャー	一般職員	パート職員
80,000	50,000	40,000	25,000	10,000

②その他介護職員

介護福祉士		介護士		
勤続5年～9年	勤続1年以上 5年未満	勤続10年以上	勤続5年～9年	勤続1年以上 5年未満
15,000	5,000	10,000	5,000	1,000

◆介護職員等ベースアップ等支援加算について◆

(改善の内容)

- ・ 老健所属職員全員に対して、手当を新設し、固定額を毎月支払っています。
- ・ 現在の支給金額は一律で 月額 6,800円となっています。